

沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の児童手当等支給事務取扱規則

平成19年4月1日
規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく児童手当（法附則第6条第1項に規定する給付を含む。以下同じ。）の認定及び支給に関して、法、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「政令」という。）及び児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(文書の取扱)

第2条 請求者、受給者又はその他関係者（以下「請求者等」という。）に対する通知、照会等の文書を作成するときは、記載内容を容易に了解させるよう、なるべく平易な文体を用いる等の方法を講じるものとする。

2 請求者等から提出される請求書、届書等は、請求者等本人が記入したものを受理するものとする。ただし、やむを得ず広域連合児童手当等支給事務担当職員（以下「担当」という。）が請求者等に代わって記入する場合には、請求者等に記入事項を十分に確認し、かつ、その旨を請求書、届書等に付記するものとする。

3 請求者等から提出された請求書、届書等の記載事項に明白な誤りがある場合においても、これが軽微なものであって容易に補正できるものであるときは、適宜、担当が請求者等に代わりその誤りを補正して受理するものとする。この場合において、担当が請求者等に代わり補正するときは、前項ただし書きの例により処理するものとする。

4 請求書、届書等の提出を受けたときは、当該請求書又は届書等に必ず受付確認年月日を記入するものとする。

(備えるべき帳簿等)

第3条 広域連合において備える帳簿等は、児童手当等受給者台帳とする。

(受給者台帳)

第4条 前条の児童手当等受給者台帳（以下「受給者台帳」という。）は、様式第1号により作成し、使用に適宜な方法により整理するものとする。ただし、受給者台帳に記載すべき事項を電子計算機により確実に記録し、これを適正に管理及び利用することによって、事務を支障なく行い得る場合は、受給者台帳の作成を省略することができる。

(認定請求書の処理)

第5条 省令第1条第1項の請求書（以下「認定請求書」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 省令第11条の規定によって所定の添付書類を省略させたときは、当該認定請求書に当該省略させた書類の名称及びその理由を記入すること。

(2) 認定請求書の記載及びその添付書類に容易に補正できない程度の不備があるときは、次によること。

ア 認定請求書を返戻する場合は、様式第2号による通知書を作成し、当該認定請求書に添えて返戻すること。

イ 認定請求書を保留する場合は、様式第2号による通知書を作成し、請求者に送付すること。

2 認定請求書の記載事項については、次により審査するものとする。

(1) 認定請求書の記載事項を公簿等及び添付書類によって確認すること。

(2) 前号によって確認できない事項又は請求に係る事実を明確にするため、特に必要があるときは、所要の調査を行うこと。

3 前項に規定によって審査した結果、受給資格があるものと確認したときは、支給額を決定す

るとともに次により処理するものとする。

- (1) 受給者台帳に所要の事項を記入すること。
- (2) 様式第3号による通知書を作成し、受給者に送付すること。
- (3) 認定請求書に認定年月日を記入すること。
- (4) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条に基づく記載のため当該受給者が住所を有する市町村長へその旨通知すること。

4 第2項の規定によって審査した結果、受給資格がないものと確認したときは、次により処理するものとする。

- (1) 認定請求書に却下の旨及び却下年月日を記入すること。
- (2) 様式第3号による通知書を作成し、請求者に送付すること。

5 省令第1条第3項の請求書の提出を受けたときは、前各項の規定の例により処理するものとする。

(職権に基づく認定の処理)

第6条 政令第18条第1項の規定により、法附則第7条第4項において準用する法第7条第1項の規定による認定があったものとみなされる場合については、次により処理するものとする。

- (1) 政令第18条第1項の規定により法附則第7条第1項の給付の受給資格があることを公簿等により確認すること。
- (2) 前号の規定により、受給資格があるものと確認したときは、受給者台帳に所要の事項を記入すること。
- (3) 同時に児童手当の受給事由が消滅したものと確認したとき又は児童手当の支給額を減額すべきものと確認したときは、前号の規定による処理と併せて受給者台帳に所要の事項を記入すること。

2 政令第20条第2項において準用する政令第18条第1項の規定により、法附則第8条第4項において準用する法第7条第1項の規定による認定があったものとみなされる場合については、前項の規定の例により処理するものとする。

(額改定認定請求書の処理)

第7条 省令第2条の請求書(以下「額改定認定請求書」という。)の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 省令第11条の規定によって所定の添付書類を省略させたときは、額改定認定請求書に当該省略させた書類の名称及びその理由を記入すること。
- (2) 額改定認定請求書の記載及びその添付書類に容易に補正できない程度の不備があるときは、第5条第1項第2号の規定の例により処理するものとする。

2 額改定認定請求書の記載内容について、第5条第2項の規定の例により審査するものとする。

3 前項の規定によって審査した結果、支給額を改定すべきものと確認したときは、支給額を決定するとともに、次により処理するものとする。

- (1) 受給者台帳に新たに支給要件児童(小学校第6学年修了前特例給付支給要件児童を含む。以下同じ。)となった者の氏名及び改定後の支給額を記入すること。
- (2) 様式第4号による通知書を作成し、受給者に送付すること。
- (3) 額改定認定請求書に改定年月日を記入すること。

4 第2項の規定によって審査した結果、支給額を改定しないものと確認したときは、次により処理するものとする。

- (1) 受給者台帳の備考欄に改定の請求を却下した旨を記入すること。
- (2) 様式第4号による通知書を作成し、受給者に送付すること。
- (3) 額改定認定請求書に改定請求却下年月日を記入すること。

(額改定届の処理)

第8条 省令第3条の届書（以下「額改定届」という。）の提出を受けたときは、前条第1項及び第2項の規定の例により、審査するものとする。

2 前項の規定によって審査した結果、届出に係る事実があることを確認したときは、次により処理するものとする。

- (1) 受給者台帳の支給要件児童欄から改定の原因となる児童を削除するとともに、改定後の支給額を記入すること。
- (2) 様式第4号による通知書を作成し、受給者に送付すること。
- (3) 額改定届に改定年月日を記入すること。

3 第1項の規定によって審査した結果、届出に係る事実がないことを確認したときは、受給者台帳の備考欄に額改定届を返付した旨を記入し、受給者に返付するものとする。

(職権に基づく額改定の処理)

第9条 政令第18条第2項の規定により、法附則第7条第4項の規定において準用する法第9条第1項の規定による認定があったものとみなされる場合については、次により処理するものとする。

- (1) 政令第18条第2項の規定により法附則第7条第1項の給付の額を改定すべきことを公簿等により確認すること。
- (2) 前号の規定により、支給額を改定すべきものと確認したときは、受給者台帳に所要の事項を記入すること。
- (3) 同時に児童手当の受給事由が消滅したものと確認したとき又は児童手当の支給額を減額すべきものと確認したときは、前号の規定による処理と併せて受給者台帳に所要の事項を記入すること。

2 政令第20条第2項において準用する政令第18条第2項の規定により、法附則第8条第4項において準用する法第9条第1項の規定による認定があったものとみなされる場合については、前項の規定の例により処理するものとする。

第10条 額改定届の提出がない場合においても、公簿等によって支給額を減額すべきものと確認したときは、職権により支給額を改定するとともに、次により処理するものとする。

- (1) 受給者台帳の支給要件児童欄から改定の原因となる児童を削除するとともに、改定後の支給額を記入すること。
- (2) 様式第4号による通知書を作成し、受給者に送付するとともに、受給者台帳の備考欄にその送付年月日を記入すること。

(現況届の処理)

第11条 省令第4条の児童手当等現況届（以下「現況届」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 現況届の記載事項について、受給者台帳と照合し、省令第11条の規定によって所定の添付書類を省略させたときは、現況届の備考欄に当該省略させた添付書類の名称及びその理由を記入すること。
- (2) 現況届の記載及びその添付書類に容易に補正できない程度の不備があるときは、第5条第1項第2号の規定の例により処理すること。

2 前項第1号の規定によって照合したものについては、第5条第2項の規定の例により審査するものとする。

3 前項の規定によって審査した結果、引き続いて児童手当等を支給すべきものと認めるときは、受給者台帳の現況届欄に所要の事項を記入すること。

4 第2項の規定によって審査した結果、政令第21条の規定により認定請求があったものとみなされる場合に該当すると認めるときは、受給者台帳に所要の事項を記入するほか、様式第3号による通知書を作成し、受給者に送付するものとする。

5 第2項の規定によって審査した結果、児童手当等の支給事由が全て消滅したものと確認したときは、次によること。

- (1) 受給者台帳に消滅事由及び消滅年月日を記入し、当該台帳を除いて別に保管すること。
- (2) 様式第5号による通知書を作成し、受給者に送付すること。
- (3) 第5条第3項第4号の規定の例によるものとする。

6 6月30日までに現況届が提出されない場合には、その提出について督促を行うとともに、督促を行ってもなお現況届の提出がない受給者については、法第11条の規定により児童手当等の支払を一時差し止めるものとする。

(氏名変更届の処理)

第12条 省令第5条の氏名変更届の提出を受けたときは、受給者台帳の氏名欄を改めるものとする。

(住所変更届の処理)

第13条 省令第6条の住所変更届の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 受給者又は支給要件児童の氏名及び住所等を公簿等及び添付書類によって確認すること。
- (2) 受給者台帳に変更後の住所及び変更年月日を記入すること。

(受給事由消滅届の処理)

第14条 省令第7条の届書（以下「受給事由消滅届」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 受給者台帳に消滅事由及び消滅年月日を記入し、当該台帳を除いて別に保管すること。
- (2) 様式第5号による通知書を作成し、受給者に送付すること。
- (3) 第5条第3項第4号の規定の例によるものとする。

(職権に基づく支給事由消滅の処理)

第15条 受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等によって児童手当等の支給事由が全て消滅したものと確認したときは、職権に基づいて前条の規定の例により処理するものとする。

(支払の処理及び支払期日)

第16条 児童手当等の支払は、毎年各支払期月（2月、6月、10月）の給与の支払日に口座振替により支払うものとする。この場合において、様式第6号の1又は様式第6号の2による通知書を作成し、受給者に送付するとともに、受給者台帳に支払金額及び支払年月日を記入するものとする。

2 様式第6号の2により通知した場合であって、通知後、支払の内容等に変更を生じた場合は、変更内容を記載し、受給者に改めて通知するものとする。

(未支払請求書の処理)

第17条 省令第9条の請求書（以下「未支払請求書」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 未支払請求書の記載事項について、受給者台帳と照合すること。
- (2) 未支払児童手当等を支給するものと決定したときは、次によること。
 - ア 様式第7号による通知書を作成し、請求者に送付すること。
 - イ 受給者台帳の支払記録欄に支払金額及び支払年月日を、備考欄に請求者の氏名及び住所を記入すること。
- (3) 請求を却下するものと決定したときは、次によること。
 - ア 様式第7号による通知書を作成し、請求者に送付すること。
 - イ 受給者台帳の備考欄に請求を却下した旨を記入すること。

(支払の一時差し止めの処理)

第18条 法第11条の規定により児童手当等の支払を一時差し止めるものと決定したときは、

様式第8号による通知書を作成し、受給者に送付するとともに、受給者台帳の備考欄にその旨を記入するものとする。

(処分の取消)

第19条 児童手当等の支給についての認定、児童手当等の額の改定、支払の一時差止めその他の処分に関し、誤りがあったときは、速やかにその処分を取り消すとともに、適宜新たな処分を行うものとする。

2 前項の取消しは、文書をもって請求者等に通知するものとする。

(帳簿等の保存期間)

第20条 帳簿、請求書、届書等は、それぞれ次の期間保存するものとする。

- (1) 受給者台帳 支給事由の消滅の日の属する年度の翌年度から5年
- (2) 認定請求書 支給事由の消滅の日の属する年度の翌年度から5年
- (3) 現況届 提出のあった日の属する年度の翌年度から2年
- (4) 未支払請求書 提出のあった日の属する年度の翌年度から2年
- (5) 額改定認定請求書 提出のあった日の属する年度の翌年度から2年
- (6) 前各号以外の届書等 提出のあった日の属する年度の翌年度から1年

(口座振替先等の変更)

第21条 児童手当等受給者から児童手当等口座振替先の変更の申出があるときは、口座変更届(様式第9号)によりこれを行わなければならない。

2 第16条第1項の規定による支払期日以外に、沖縄県後期高齢者医療広域連合長が必要と認めたときは、随時支払うことができる。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

児童手当・特例給付・小学校第6学年修了前特例給付受給者台帳

受給者	(ふりがな)				住所	電話 ()		支払希望金融機関	名称		口座番号	
	氏名					(. . 変更)						
	性別	男・女	生年月日	明治 大正 昭和 平成		配偶者の有無			有・無		(. . 変更)	
支給要件児童	氏名		続柄	生年月日	同居・別居の別	住所	監護の有無	生計関係	児童手当又は特例給付支給対象児童該当年月日	小学校第6学年修了前特例給付支給対象児童該当年月日	非該当年月日	
				昭和 平成	. .	同・別		有・無	同一・維持
				昭和 平成	. .	同・別		有・無	同一・維持
				昭和 平成	. .	同・別		有・無	同一・維持
				昭和 平成	. .	同・別		有・無	同一・維持
				昭和 平成	. .	同・別		有・無	同一・維持
				昭和 平成	. .	同・別		有・無	同一・維持
加入している年金の年金手帳 (又は健康保険組合員証(加入者証))の記号・番号				第 号		扶養親族等及び児童の数 人 (うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数 人)		認定年月日	支給事由消滅年月日・消滅事由		手当月額	
						所得の状況	年分所得額 円	. .			3歳未満分 円	
						所得制限の区分	児童手当法附則第7条給付		支給開始年月		計 円	
							児童手当法附則第8条給付		. .	消滅事由		
備考												

様式第1号（第4条関係）（裏面）

区分		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
現況届	届出の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	給付の種別	児・特・7・8	児・特・7・8	児・特・7・8	児・特・7・8	児・特・7・8	児・特・7・8	児・特・7・8
	前年の所得額	円	円	円	円	円	円	円
	扶養親族等及び児童の数	人	人	人	人	人	人	人
	（うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）
備考								
支払金額	10月期	支払年月日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
		支払金額	3歳未満分 円 3歳以上分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上分 円 計 円
	2月期	支払年月日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
		支払金額	3歳未満分 円 3歳以上分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上分 円 計 円
	6月期	支払年月日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
		支払金額	3歳未満分 円 3歳以上分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上分 円 計 円
	備考							

第 号
年 月 日

殿

沖縄県後期高齢者医療広域連合長

印

児 童 手 当
特 例 給 付 返 戻 通 知 書
小 学 校 第 6 学 年 関 係 書 類 保 留
修 了 前 特 例 給 付

年 月 日付で請求(届出)のありました()

返 戻
については、次の理由で ・ することとしましたので通知します。
保 留

なお、請求書(届出書)を再提出の際には、この通知書を添えて提出してください。

記

返 戻 し た 理 由	保 留 し た 理 由

第 号
年 月 日

殿

沖縄県後期高齢者医療広域連合長

印

児 童 手 当 認 定
特 例 給 付 通 知 書
小 学 校 第 6 学 年 認 定 請 求 却 下
修 了 前 特 例 給 付

年 月 日付で請求（届書）のありました
児 童 手 当 特 例 給 付 小 学 校 第 6 学 年 修 了 前 特 例 給 付
については、

次 の と お り 認 定 し ま し た の で 通 知 し ま す 。
理 由 で 請 求 を 却 下

な お 、 こ の 決 定 に 不 服 の あ る と き は 、 こ の 通 知 書 を 受 け た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 60 日 以 内 に 沖 縄 県 知 事 に 対 し て 審 査 請 求 を す る こ と が で き ま す 。

記

認 定 に 関 す る 事 項

1 算定の基礎となる児童数	(3歳未満)	
	児童手当	特例給付
	人	人
	(3歳以上)	
	法附則第7条給付	法附則第8条給付
	人	人
2 手当月額	(3歳未満)	
	児童手当	特例給付
	円	円
	(3歳以上)	
	法附則第7条給付	法附則第8条給付
	円	円
	合 計 円	
3 支給開始年月	年 月 から	
4 支給要件児童とならなかった児童の氏名及びその理由 ()		
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項		
却下した理由 ()		
備 考		

特例給付及び法附則第8条給付の受給者が本広域連合を退職することとなったときは（予定も含む）、速やかに受給事由消滅届を提出してください。提出が遅れますと、過払い分が発生する可能性があり、その場合には返還していただくことになります。

第 号
年 月 日

殿

沖縄県後期高齢者医療広域連合長

印

児童手当額改定認定
特例給付（額改定） 通知書
小学校第6学年
修了前特例給付 改定請求却下

児童手当
特例給付
小学校第6学年
修了前特例給付
の額の改定については、
請求、届出
により、次のとおり
改定
職 権
却下
しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して
60日以内に沖縄県知事に対して審査請求することができます。

記

額改定等に関する事項	
1 改定後の算定の基礎となる児童数	(3歳未満)
	児童手当 人 特例給付 人
	(3歳以上)
	法附則第7条給付 人 法附則第8条給付 人
2 改定後の手当月額	(3歳未満)
	児童手当 円 特例給付 円
	(3歳以上)
	法附則第7条給付 円 法附則第8条給付 円
	合 計 円
3 改定年月	年 月から
4 改定(増・減額)の理由	()
額改定請求却下に関する事項	
却下した理由 ()	
備 考	

特例給付及び法附則第8条給付の受給者が本広域連合を退職することとなったときは（予定も含む）、速やかに受給事由消滅届を提出してください。提出が遅れますと、過払い分が発生する可能性があり、その場合には返還していただくことになります。

第 号
年 月 日

殿

沖縄県後期高齢者医療広域連合長



児 童 手 当
特 例 給 付 支給事由消滅通知書
小学校第6学年
修了前特例給付

次のとおり 児 童 手 当
特 例 給 付 の支給事由が消滅しましたので通知します。
小学校第6学年
修了前特例給付

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して
60日以内に沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。

記

- 1 消滅した日 年 月 日
- 2 消滅の理由

第 号
年 月 日

殿

沖縄県後期高齢者医療広域連合長

印

児 童 手 当
特 例 給 付 支払通知書
小学校第6学年
修了前特例給付

児 童 手 当
特 例 給 付 の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り込
小学校第6学年
修了前特例給付

みましたので通知します。

記

支 払 の 内 容	支払期間	(3歳未満)	
		児童手当 年 月分から 年 月分まで	特例給付 年 月分から 年 月分まで
	支払金額	(3歳以上)	
		法附則第7条給付 年 月分から 年 月分まで	法附則第8条給付 年 月分から 年 月分まで
	支払金額	(3歳未満)	
		児童手当 円	特例給付 円
(3歳以上)			
支払金額	法附則第7条給付 円	法附則第8条給付 円	
	合 計 円		

第 号
年 月 日

殿

沖縄県後期高齢者医療広域連合長

印

児 童 手 当
特 例 給 付 支払通知書
小学校第6学年
修了前特例給付

児 童 手 当
特 例 給 付 の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り込
小学校第6学年
修了前特例給付

みの手続きを行いますので、通知します。なお、支払予定日等は本書裏面のとおりで
すが、支給額等に変更があった場合は改めて通知します。

第 号
年 月 日

殿

沖縄県後期高齢者医療広域連合長

印

児童手当 支給決定
特例給付 ・ 通知書
未支払 小学校第6学年
修了前特例給付 請求却下

年 月 日付けで請求のありました未支払 児童手当
特例給付の支給に
小学校第6学年
修了前特例給付

支給することに決定
ついては、次のとおり ・ しましたので通知します。
請求を却下

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。

記

支 払 の 内 容	支 払 期 間	(3歳未満)	
		児童手当 年 月分から 年 月分まで	特例給付 年 月分から 年 月分まで
		(3歳以上)	
		法附則第7条給付 年 月分から 年 月分まで	法附則第8条給付 年 月分から 年 月分まで
	支 払 金 額	(3歳未満)	
		児童手当 円	特例給付 円
		(3歳以上)	
		法附則第7条給付 円	法附則第8条給付 円
	合 計 円		
支払年月日	年 月 日		
支払方法			
却下の理由			

第 号
年 月 日

殿

沖縄県後期高齢者医療広域連合長

印

児童手当
特例給付
小学校第6学年
修了前特例給付
支払差止通知書

児童手当
特例給付
小学校第6学年
修了前特例給付
次のとおり の支払を差し止めましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。

記

支払差止の内容	支払差止事由		
	支払差止額	(3歳未満)	
		児童手当 円	特例給付 円
		(3歳以上)	
		法附則第7条給付 円	法附則第8条給付 円
	合 計 円		
	支払差止期間	(3歳未満)	
		児童手当 年 月分から 年 月分まで	特例給付 年 月分から 年 月分まで
(3歳以上)			
法附則第7条給付 年 月分から 年 月分まで		法附則第8条給付 年 月分から 年 月分まで	

口座変更届

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 殿

住 所
氏 名

児童手当法に基づく児童手当等の支給についての振替口座を下記のとおり変更したので届出ます。

記

新	口座番号		口座種別	
	金融機関名			
旧	口座番号		口座種別	
	金融機関名			

※注意：基本的に父親（母親）の口座名義から母親（父親）の口座名義への変更は認められない。
幾つかの条件が揃わないと通常は認められません。（ただし、離婚等の場合を除く）